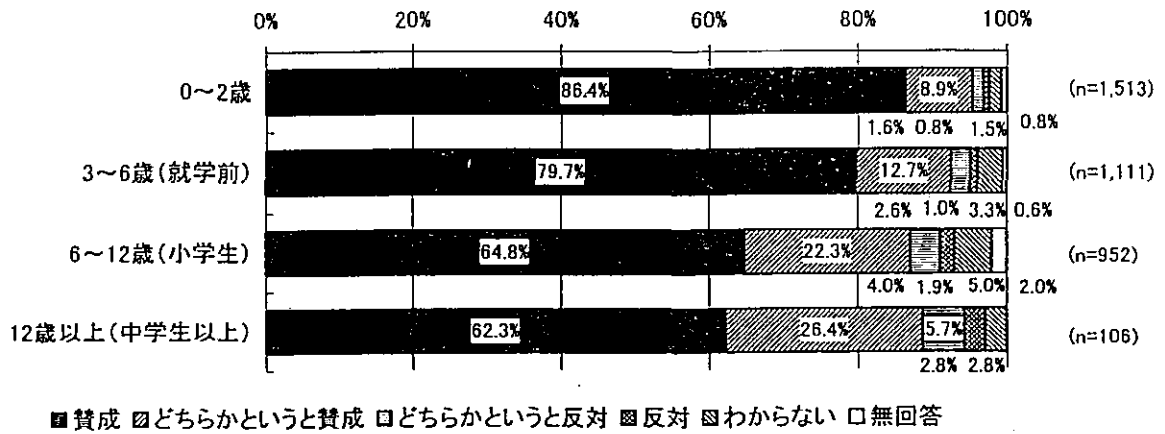
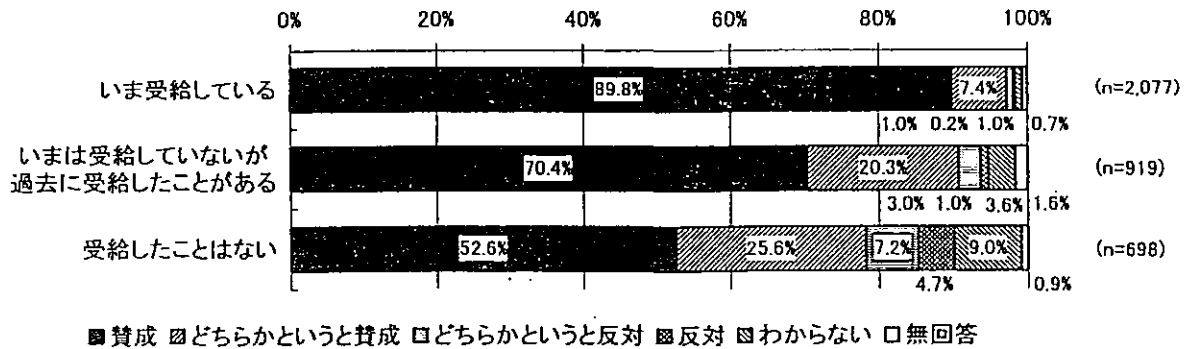


図表 6 3 児童手当制度に関する考え（末子の年齢別）



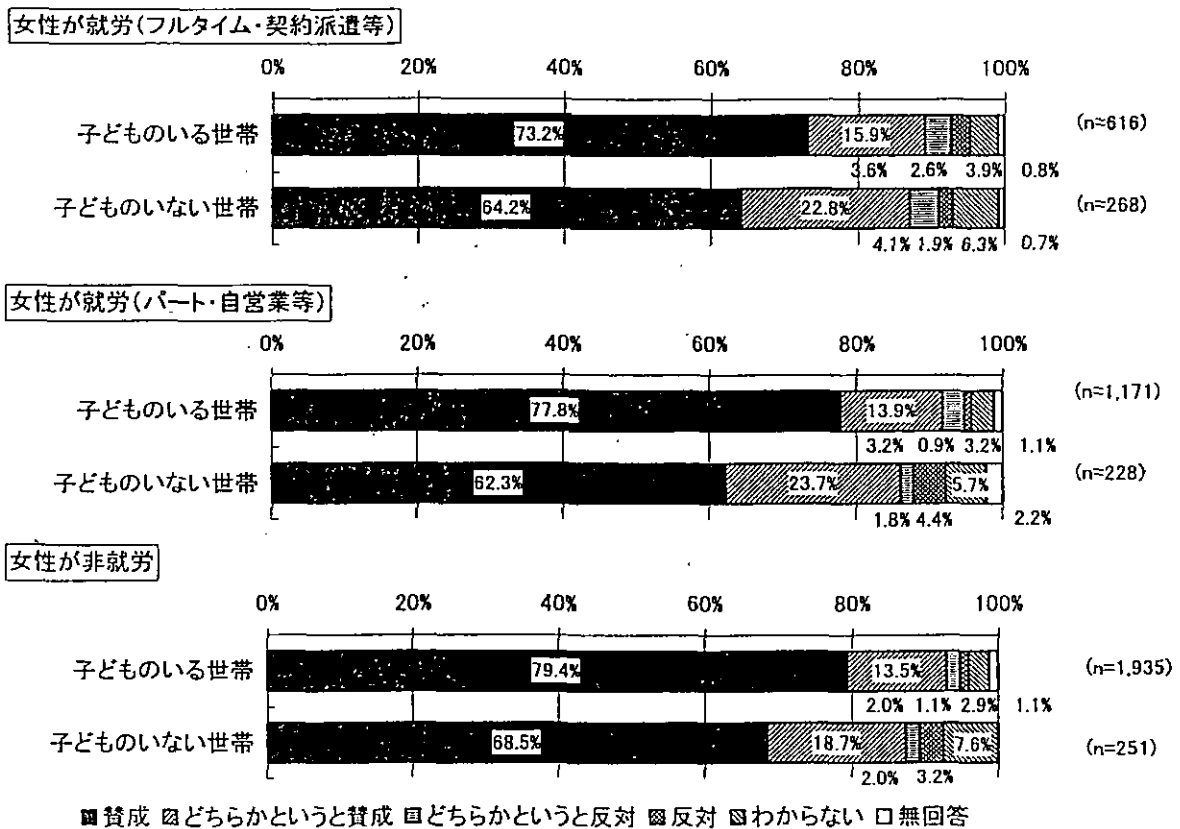
(資料) 図表 1 6 に同じ。

図表 6 4 児童手当制度に関する考え（受給の有無）



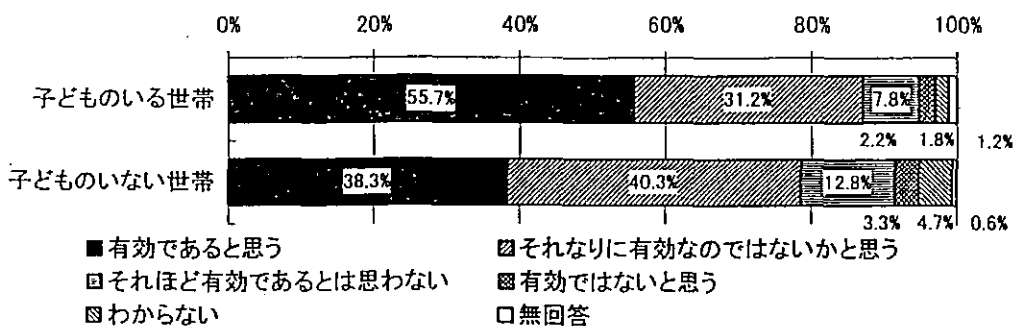
(資料) 図表 1 6 に同じ。

図表 6 5 児童手当制度に関する考え (女性の就労状況別)



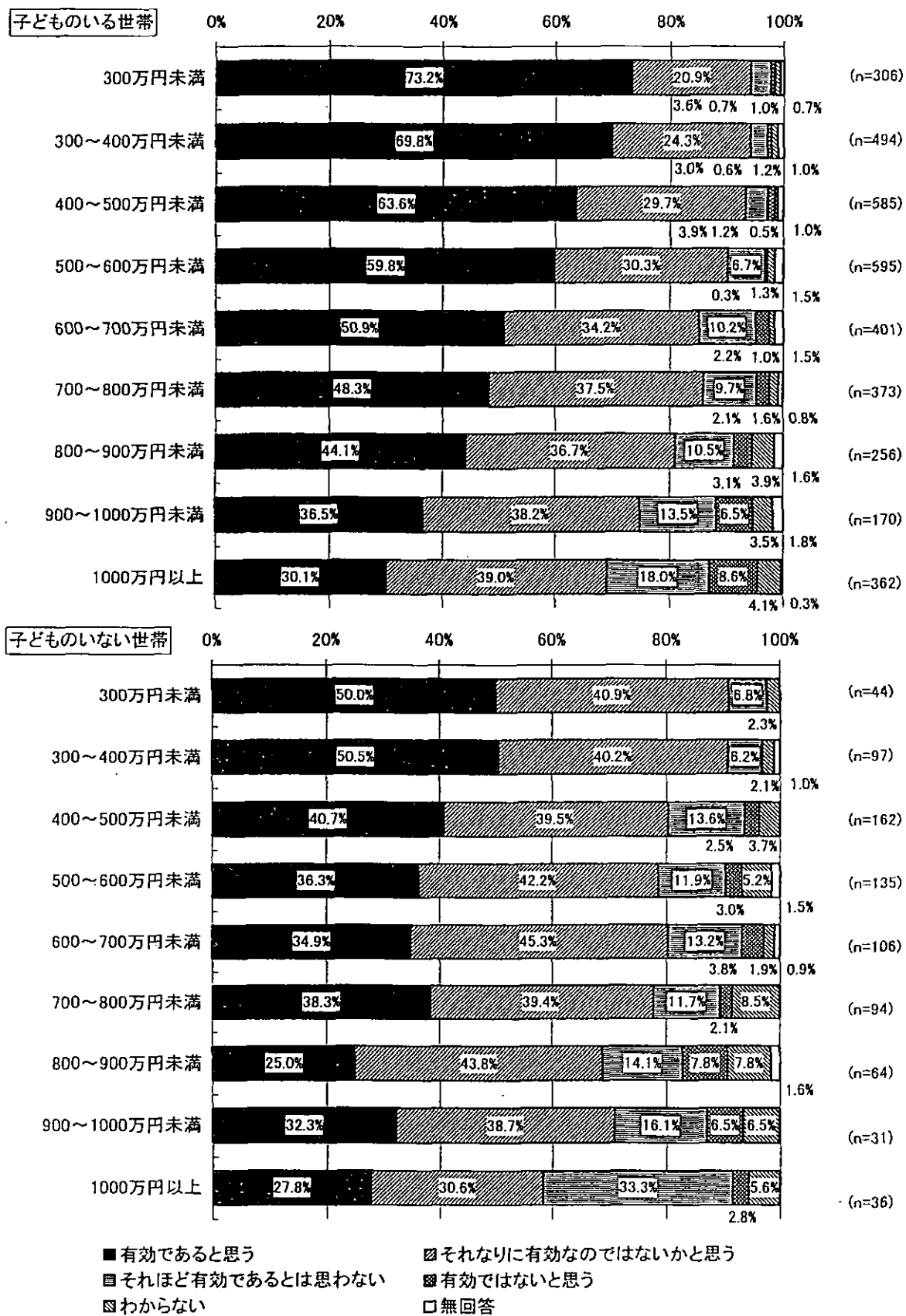
(資料) 図表 1 6 に同じ。

図表 6 6 育児支援策としての児童手当制度の有効性



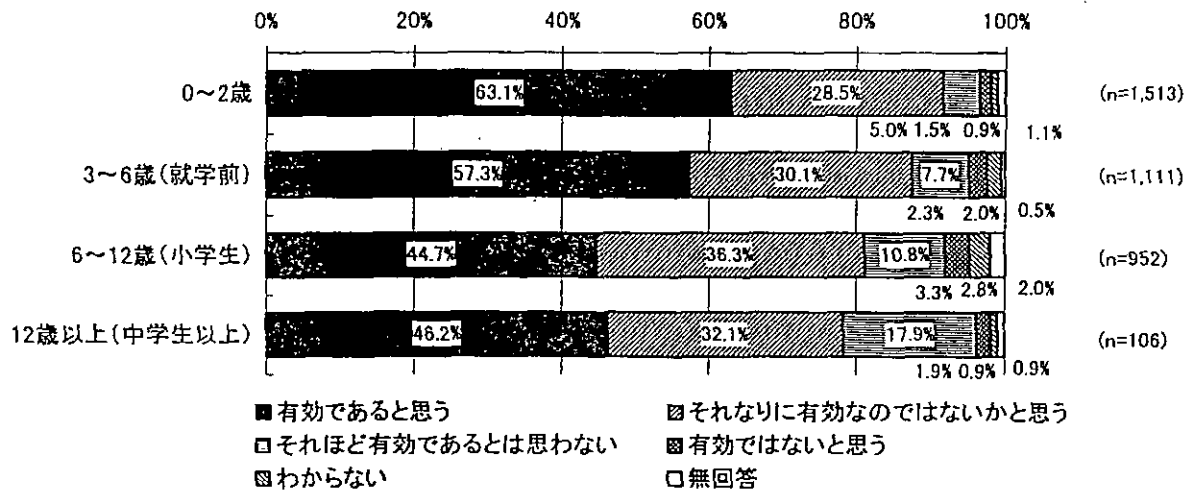
(資料) 図表 1 6 に同じ。

図表 6 7 育児支援策としての児童手当制度の有効性 (家族全体の年収別)



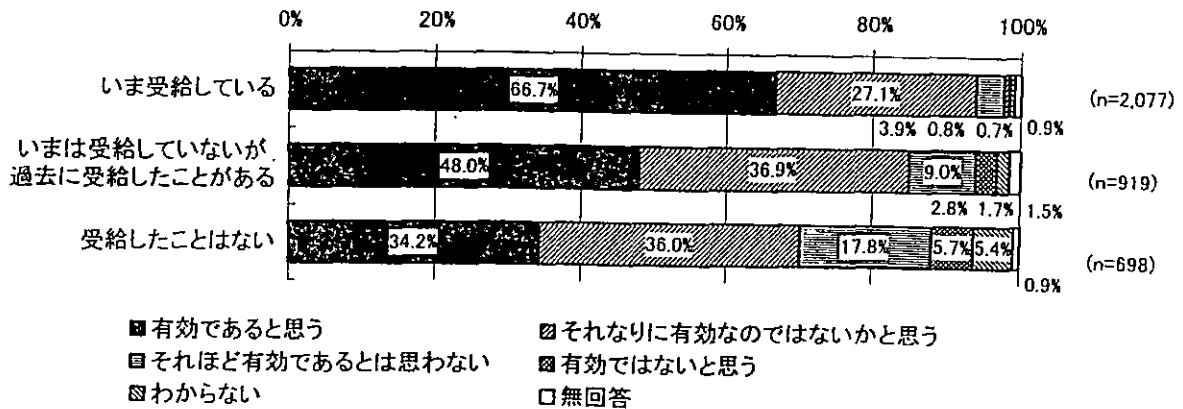
(資料) 図表 1 6 に同じ。

図表 6 8 育児支援策としての児童手当制度の有効性 (末子の年齢別)



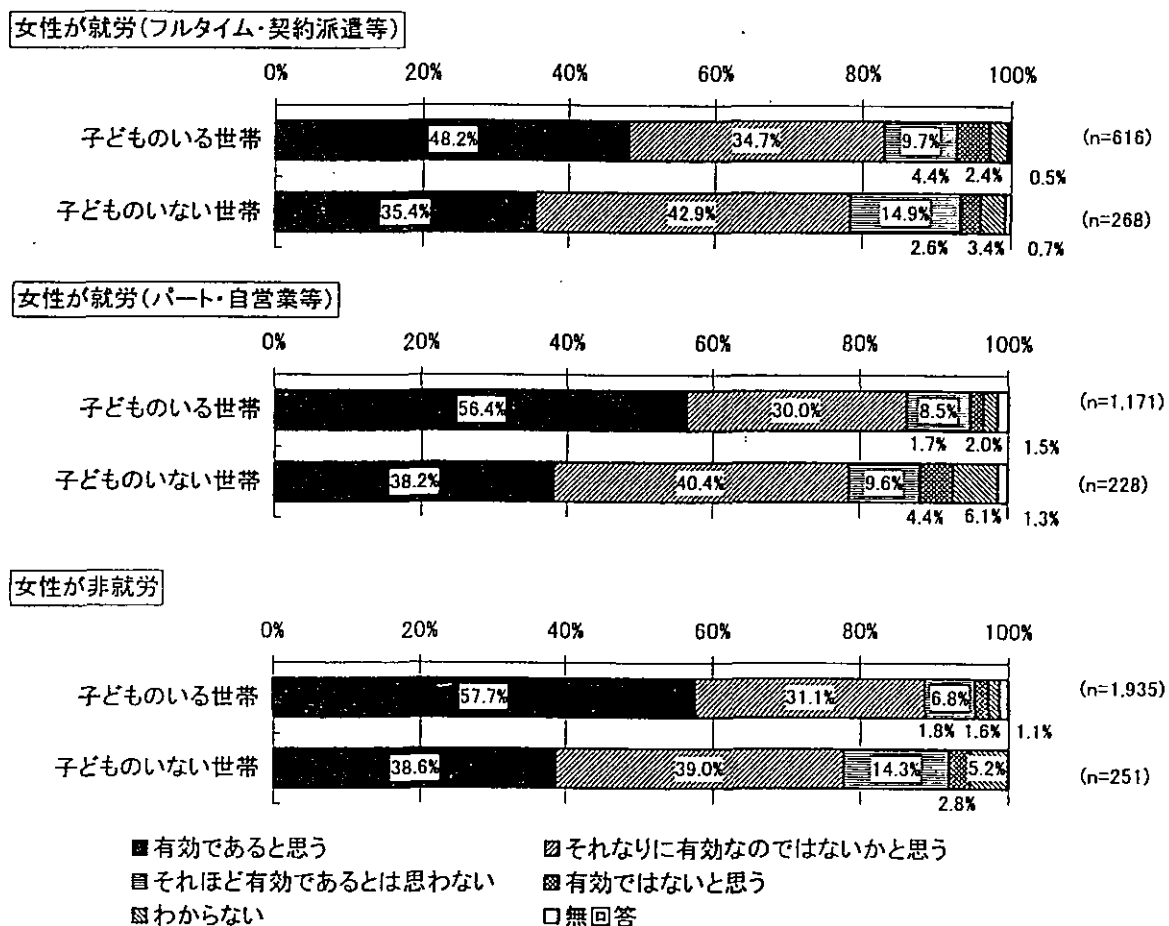
(資料) 図表 1 6 に同じ。

図表 6 9 育児支援策としての児童手当制度の有効性 (受給経験別)



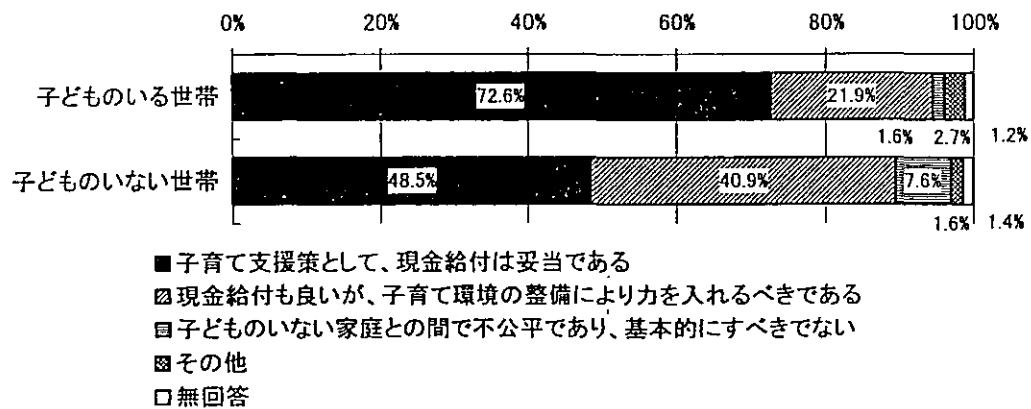
(資料) 図表 1 6 に同じ。

図表 7 0 育児支援策としての児童手当制度の有効性（女性の就労状況別）



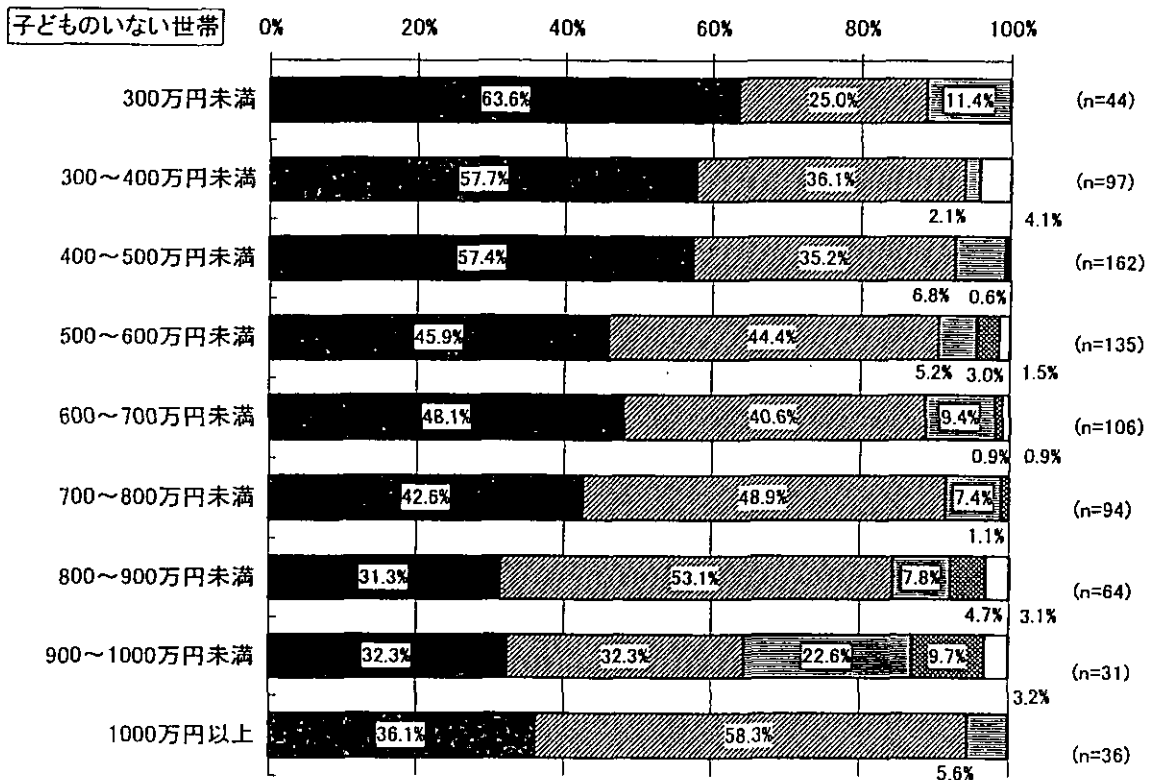
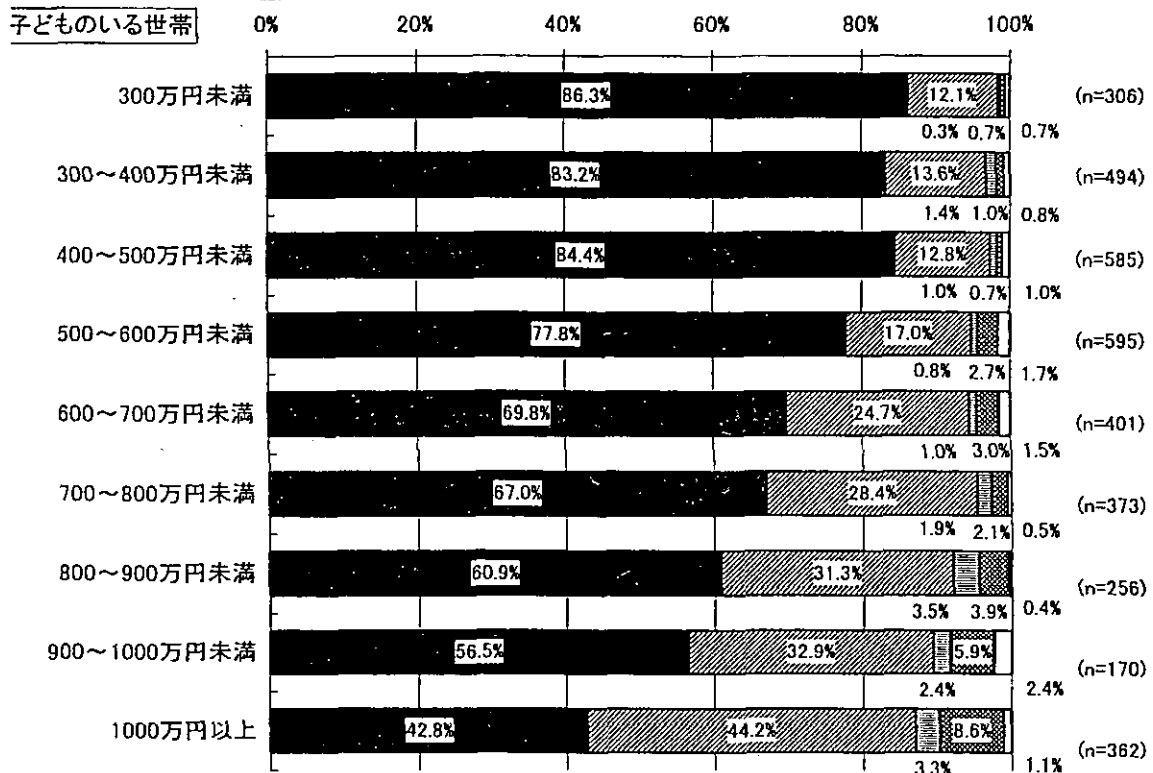
(資料) 図表 1 6 に同じ。

図表 7 1 現金給付の妥当性



(資料) 図表 1 6 に同じ。

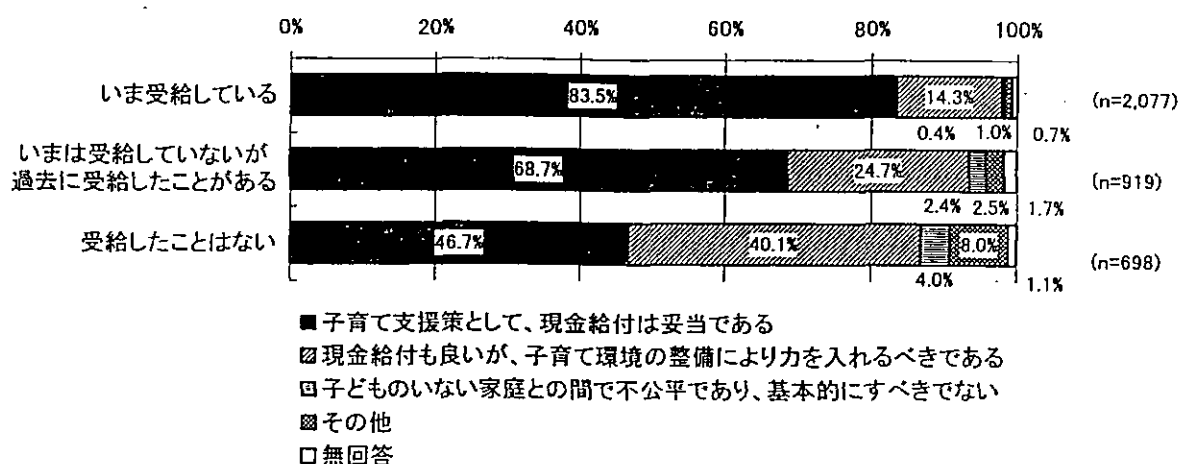
図表 7 2 現金給付の妥当性 (家族全体の年収別)



- 子育て支援策として、現金給付は妥当である
- ▨ 現金給付も良いが、子育て環境の整備により力を入れるべきである
- ▩ 子どものいない家庭との間で不公平であり、基本的にすべきでない
- ▧ その他
- 無回答

(資料) 図表 1 6 に同じ。

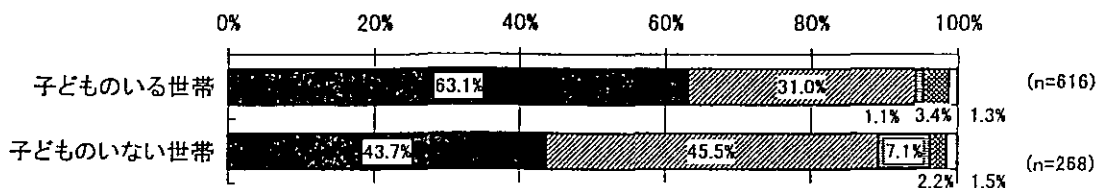
図表 7 3 現金給付の妥当性 (受給の有無別)



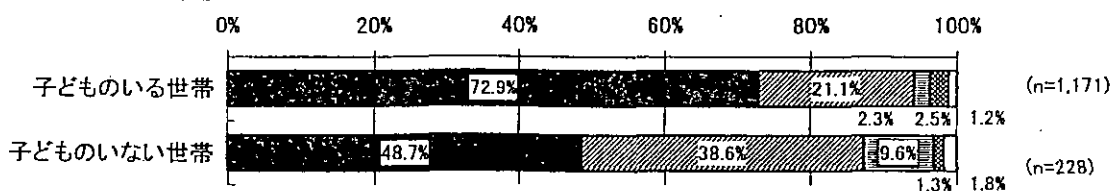
(資料) 図表 1 6 に同じ。

図表 7 4 現金給付の妥当性 (女性の就労状況別)

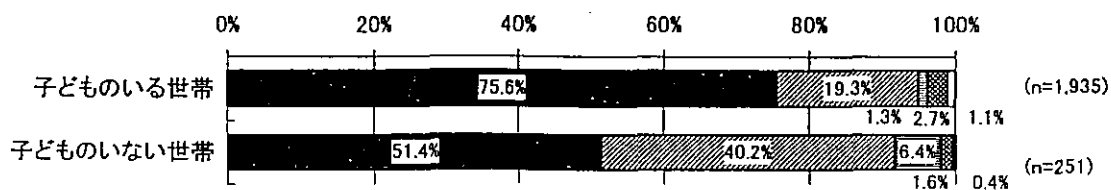
女性が就労(フルタイム・契約派遣等)



女性が就労(パート・自営業等)



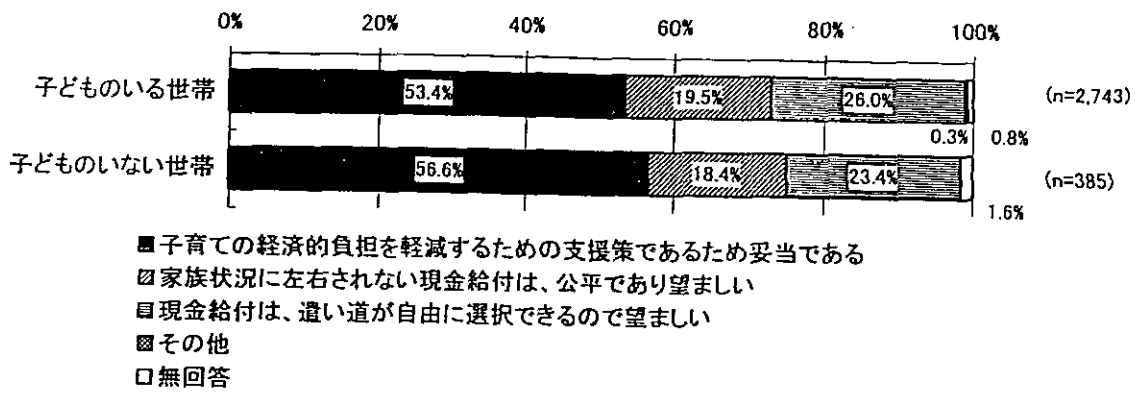
女性が非就労



- 子育て支援策として、現金給付は妥当である
- ▨ 現金給付も良いが、子育て環境の整備により力を入れるべきである
- ▤ 子どものいない家庭との間で不公平であり、基本的にすべきでない
- ▧ その他
- 無回答

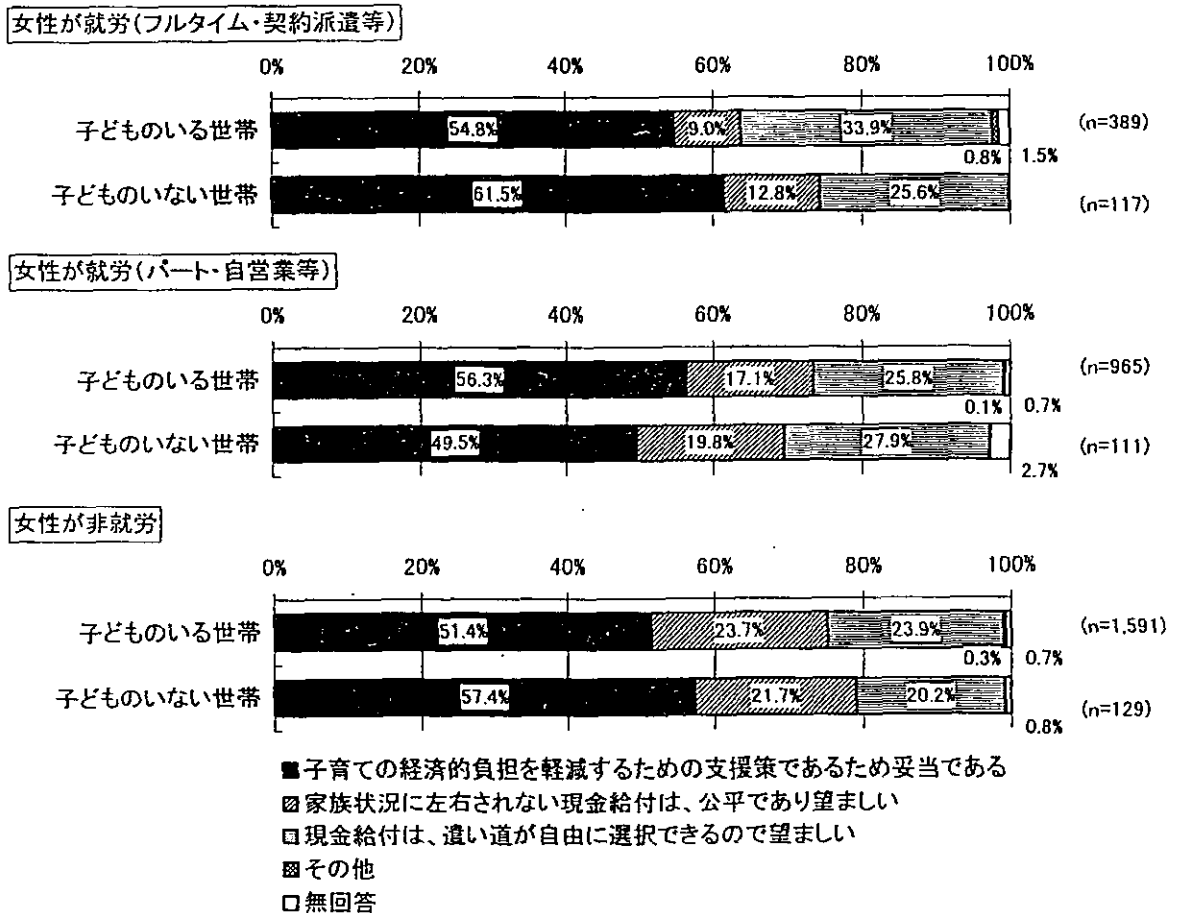
(資料) 図表 1 6 に同じ。

図表 7 5 現金給付が妥当である理由



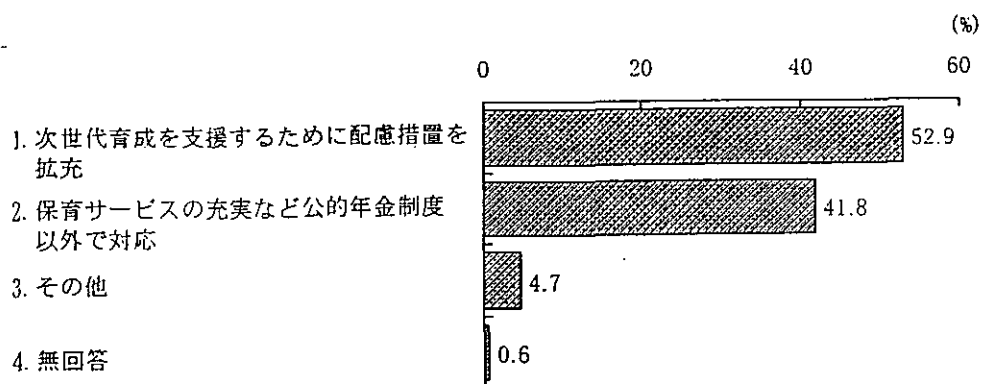
(資料) 図表 1 6 に同じ。

図表 7 6 現金給付が妥当である理由 (女性の就労状況別)



(資料) 図表 1 6 に同じ。

図表 7 7 育児期間における配慮



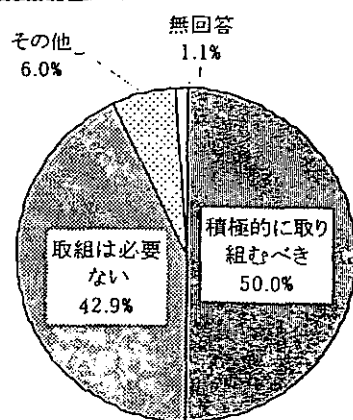
(資料) 厚生労働省年金局「年金改革に関する有識者調査(結果の概要)」(2003年)

図表 7 8 育児期間における配慮(性・年齢・分野別)

		合 計	次世代育成を支援するために配慮措置を拡充	保育サービスの充実など公的年金制度以外で対応	その他	無回答
全 体		1,238	52.9	41.8	4.7	0.6
性 別	男 性	940	52.1	42.7	4.8	0.4
	女 性	277	56.0	39.7	4.3	—
	無 回 答	21	47.6	28.6	4.8	19.0
年 齢	20歳台	32	68.8	31.3	—	—
	30歳台	135	48.9	49.6	1.5	—
	40歳台	191	57.1	36.1	6.8	—
	50歳台	481	53.4	40.5	5.6	0.4
	60歳台	275	49.5	45.8	4.0	0.7
	70歳以上	98	53.1	43.9	3.1	—
	無 回 答	26	50.0	26.9	7.7	15.4
分 野	学 識 者	239	57.3	37.2	5.4	—
	年 金 実 務	187	44.4	50.8	4.3	0.5
	報 道 ・ 評 論	91	47.3	46.2	6.6	—
	経 済 界	101	50.5	46.5	2.0	1.0
	労 働 界	133	65.4	20.3	12.8	1.5
	農林水産・自営業	111	53.2	43.2	2.7	0.9
	青 年	105	45.7	50.5	1.9	1.9
	女性団体等	123	49.6	47.2	2.4	0.8
行 政 機 関	148	58.1	39.2	2.7	—	

(資料) 図表 7 7 に同じ。

図表 7 9 年金資金の活用



(資料) 図表 7 7 に同じ。

図表 8 0 年金資金の活用 (性・年齢・分野別)

		合 計	積極的に取 り組むべき	取組は必要 ない	その他	無回答
全 体		1,238	50.0	42.9	6.0	1.1
性 別	男 性	940	49.3	44.6	5.6	0.5
	女 性	277	53.1	38.6	6.5	1.8
	無 回 答	21	42.9	23.8	14.3	19.0
年 齢	20歳台	32	40.6	53.1	6.3	—
	30歳台	135	49.6	44.4	5.9	—
	40歳台	191	53.9	39.8	5.2	1.0
	50歳台	481	46.8	46.6	6.2	0.4
	60歳台	275	51.6	41.5	5.8	1.1
	70歳以上	98	58.2	34.7	4.1	3.1
	無 回 答	26	46.2	23.1	15.4	15.4
分 野	学 識 者	239	43.9	48.5	7.5	—
	年 金 実 務	187	49.2	44.9	5.3	0.5
	報 道 ・ 評 論	91	45.1	48.4	5.5	1.1
	経 済 界	101	42.6	52.5	4.0	1.0
	労 働 界	133	53.4	31.6	14.3	0.8
	農林水産・自営業	111	60.4	38.7	—	0.9
	青 年	105	50.5	43.8	3.8	1.9
	女性団体等	123	63.4	29.3	4.1	3.3
行政機関	148	46.6	45.3	6.1	2.0	

(資料) 図表 7 7 に同じ。

III-3 育児に対する経済的支援に関する調査

上智大学法学部堀研究室

調査の趣旨

近年、少子化が進んでいます。このため、国は、エンゼルプランなどを策定するなど、さまざまな施策を講じてきました。これまでは、保育所の充実など、働きながら子育てしやすい環境づくりが中心でした。しかし、子育てにはお金がかかるため、育児手当の支給などの経済的支援を行うべきではないかという意見が出されるようになりました。

この調査は、育児家庭に対する経済的支援の必要性、支援のための施策の内容等について意見をお聞きするものです。是非とも調査にご協力をお願いします。

なお、この調査は、すべて集計して、統計として利用するもので、個々の調査票やその内容を公表するものではありません。

記入の要領

- ・お答えは、あてはまる番号に○印などをつけていただくものと、数字やご意見を記入していただくものがあります。
- ・○印の数は、(○は一つ)とか、(○は三つまで)というように、設問に記入してあります。

記入された方のご住所、お名前、電話番号を、以下に記入してください。

ご住所：	
お名前：	お電話：

【それでは、以下の設問にお答えください】

問1 あなたの性別は（○は一つ）

- 1 男性
- 2 女性

問2 あなたの年齢は（○は一つ）

- 1 30歳未満
- 2 30～39歳
- 3 40～49歳
- 4 50～59歳
- 5 60～69歳
- 6 70歳以上

問3 高校生以下のお子さんがいますか（○は一つ）

- 1 いる
- 2 いない

問3-1 問3で「1 いる」に○をつけられた方は、次の1～6までにあてはまるお子さんの数を〔 〕に記入してください

- 1 0～2歳 []
- 2 3歳～小学生になる前 []
- 3 小学生 []
- 4 中学生 []
- 5 高校生 []

問4 あなたのご職業は（○は一つ）

- 1 サラリーマン（会社員、OL、公務員等）
- 2 会社・団体役員
- 3 自営業者・農業者・自由業者
- 4 主婦
- 5 無職
- 6 その他（具体的に： _____)

問5 あなたに配偶者がおられれば、そのご職業は（○は一つ）

- 1 配偶者はいない
- 2 サラリーマン（会社員、OL、公務員等）
- 3 会社・団体役員
- 4 自営業者・農業者・自由業者
- 5 主婦
- 6 無職
- 7 その他（具体的に： _____)

問6 あなたのお住まいの形態は（○は一つ）

- 1 持家（一戸建て、マンション等）
- 2 賃貸住宅（アパート、マンション、公営・公団住宅、社宅等）
- 3 親の家に同居
- 4 子の家に同居
- 5 その他（具体的に： _____)

問7 あなたと生計が同じである世帯全体の年収は（○は一つ）

- 1 200万円未満
- 2 400万円～600万円未満
- 3 600万円～800万円未満
- 4 800万円～1000万円未満
- 5 1000万円～1200万円未満
- 6 1200万円以上

【現在、育児に対する経済的支援としては、次のようなものがあります。これらのことを参考に、以下の設問にお答えください】

- 1 児童手当
3年生以下の子をもつ親に支給される手当です。その一人当たりの月額、1番目と2番目の子については5000円、3番目の子以降の子については1万円です。
- 2 育児休業給付
育児休業をとった親に、給料の40%が最長1年間支給される制度です。
- 3 育児休業期間中の保険料免除
育児休業をとった親の年金保険・医療保険の保険料が免除される制度です。保険料が免除された期間も保険料を納めたものとみなされます。
- 4 保育料の軽減
子を保育所に預けている親の所得に応じて、保育料が軽減される制度です。
- 5 乳幼児の医療費負担の軽減
乳幼児についての医療機関の窓口での負担が軽減される制度制度です。
- 6 遺族年金
夫が死亡した場合に、18歳未満の子をもつ妻に支給される年金です。遺族基礎年金の月額は、子が一人の場合は約8.5万円です。サラリーマンの妻には、これに加えて遺族厚生年金が支給されます。
- 7 児童扶養手当
遺族年金を受けられない母子家庭に支給される手当です。その月額は、母の所得によって異なり、4万2000円～9900円です。
- 8 特別児童扶養手当・障害児福祉手当
障害児について支給される手当です。その一人当たりの月額は、特別児童扶養手当については1級5万円、2級3万3300円、児童福祉手当については1万4170円です。
- 9 税制上の扶養控除
子を扶養している親の所得税・住民税を軽減する制度です。一人当たりの所得税の所得控除額は、38万円（16～22歳の子については58万円）です。

問8 上の説明にある経済的支援のうち、どれをご存知でしたか（○は幾つでも）

- 1 児童手当
- 2 育児休業給付
- 3 育児休業期間中の保険料免除
- 4 保育料の軽減
- 5 乳幼児の医療費負担の軽減
- 6 遺族年金
- 7 児童扶養手当
- 8 特別児童扶養手当・障害児福祉手当
- 9 税制上の扶養控除

問9 育児の支援のため、現在の経済的支援を充実したり、新しく育児手当を支給したりすることが必要だと思いますか（○は一つ）

*新しい育児手当とは、育児に着目して親に支給される手当です。現在の児童手当を抜本的に再編して行う方法、保険料又は公費負担による新しい制度をつくる方法などがあります。

- 1 必要ない
- 2 必要ある

【次の問9-1は、問9で「2 必要ない」とお答えした方にお聞きします。この設問に答えられた後は、問10に進んでください】

問9-1 現在の経済的支援の充実や育児手当の新設が必要ないとする理由のうち、1番目に重要なものに○を、2番目に重要なものに□を、3番目に重要なものに△をつけてください

- 1 現在の経済的支援で十分であるため
- 2 育児費用は本来親が負担すべきであるため
- 3 現在の経済的支援は所得が高い親にも行われているため
- 4 現在以上の経済的支援をしても、少子化の進行を防ぐ効果がないため
- 5 現在は国や地方の財政に余裕がないため
- 6 その他（具体的に： _____）

【以下、問9-5までは、問9で「2 必要ある」とお答えした方にお聞きします】

問9-2 現在の経済的支援の充実や育児手当の新設が必要だとする理由のうち、1番目に重要なものに○を、2番目に重要なものに□を、3番目に重要なものに△をつけてください

- 1 少子化を防ぐため
- 2 日本の将来は次世代を育成することにかかっているため
- 3 年金制度などを将来も維持できるようにするため
- 4 子の出産・医療・教育等に費用がかかるため
- 5 育児のため働けなくなって、所得が減るため
- 6 保育所に子を預けている親と比べて不公平であるため
- 7 育児はただ働き（アンペイド・ワーク）であるため
- 8 高齢者対策と比べて児童対策は不十分であるため

9 育児の費用は本来国が負担すべきであるため

10 その他（具体的に： _____）

問9-3 現在の経済的支援のうち次のどれを充実すべきかをお聞きします（○は幾つでも）

- 1 児童手当
- 2 育児休業給付
- 3 育児休業期間中の保険料免除
- 4 保育料の軽減
- 5 乳幼児の医療費負担の軽減
- 6 遺族年金
- 7 児童扶養手当
- 8 特別児童扶養手当・障害児福祉手当
- 9 税制上の扶養控除

なお、○をつけられた項目の充実の内容について具体的なご意見のある方は、以下にそのご意見をお書きください。

ご意見： _____

問9-4 育児手当を次のいずれの形で行うべきかをお聞きします（○は一つ）

- 1 現在の児童手当を抜本的に再編成して支給（所得制限の撤廃、年長児への支給、額の引下げ等）
- 2 新しい社会保険を作って、すべての育児家庭に支給
- 3 年金保険・医療保険など既にある社会保険を利用して、すべての育児家庭に支給
- 4 公費負担により、失業者家庭、母子家庭、多子家庭など経済的に余裕のない育児家庭に支給
- 5 社会保険又は公費負担により、保育所を利用していない育児家庭に支給
- 6 その他（具体的に： _____）

問9-5 問9-4の1～4に○をつけられた方に、子1人の場合における育児手当の月額の次のいずれにするのが適当かをお聞きします（○は一つ）。なお、手当額が高ければ、その分社会保険料又は租税が高くなることとなります

- 1 1万円
- 2 1万5千円
- 3 2万円
- 4 2万5千円
- 5 3万円
- 6 3万5千円
- 7 4万円
- 8 4万5千円
- 9 5万円以上

【次の問10は、すべての方にお聞きします】

問10 現在の経済的支援の充実や育児手当の新設のいずれか又は両方を行った場合は、少子化の

進行を防ぐ効果があると思いますか (○は一つ)

- 1 効果はある
- 2 効果は少しある
- 3 効果は余りない
- 4 効果はない
- 5 その他(具体的に: _____)

【以下の設問は、高校生以下のお子さんをおもちの方にお聞きします】

問1 1 育児費用として、平均して毎月次のいずれの額を支出していますか (○は一つ)

- 1 1万円未満
- 2 1万円～2万円未満
- 3 2万円～3万円未満
- 4 3万円～4万円未満
- 5 5万円～6万円未満
- 6 6万円～7万円未満
- 7 7万円～8万円未満
- 8 8万円～9万円未満
- 9 9万円～10万円未満
- 10 10万円以上

問1 2 次の育児費用のうち、1番目に大きな支出項目に○を、2番目に大きな支出項目に□を、3番目に大きな支出項目に△をつけてください (○□△はそれぞれ一つずつ)

- 1 食費
- 2 被服費
- 3 医療費
- 4 保育料(保育所、幼稚園、無認可保育所等々の費用)
- 5 学校の教育費(授業料、通学費、教科書・参考書費、クラブ活動費等)
- 6 学校外の教育費(学習塾、家庭教師、習い事等の費用)
- 7 その他(具体的に: _____)

問1 3 過去1年間に、次の経済的支援のどれを利用しましたか (○は幾つでも)

- 1 いずれも利用しなかった(利用できなかった)
- 2 児童手当
- 3 育児休業給付
- 4 育児休業期間中の保険料免除
- 5 保育料の軽減
- 6 乳幼児の医療費負担の軽減
- 7 遺族年金
- 8 児童扶養手当
- 9 特別児童扶養手当・障害児福祉手当
- 10 税制上の扶養控除

問1 4 育児に対する経済的支援などについてご意見があれば、自由に記入してください

ご意見:

近年、少子化が急速にすすんでいる。児童（もしくは児童をもつ家庭）に対する給付としては、多種多様なものが考えられるが、その中でも、経済的な給付はこれまで主に児童手当によって担われてきた。しかし、その額は低く、また所得制限が課されているということもあって、児童手当が十分な経済的支援となってきたのか疑問が呈されてきたのは周知のことである。

このように少子化および児童手当の前記状況を前提として、数多くの論者が育児に対する経済的支援に関する改革案を出している。それは、大まかにいえば現行の児童手当を拡充せよと述べるもの、育児介護休業のなかで位置付けるもの、児童手当とは別に育児保険の創設を意図するもの、公的年金のなかで位置付けるものおよびその他に分けられる。ここではその各文献を紹介することとし、おわりにまとめて述べることにしたい。

1 育児に対する経済的支援の拡充の方策

以下の分類は、一応の目安として行ったものであり、1人の論者がいくつかの領域にまたがることを主張している場合もある。

(1) 児童手当の拡充

山田晋は、支給期間は最短でも義務教育終了までとし、児童手当はあらゆる児童の扶養に対する社会的支援であることから、所得要件は適切ではないと述べる¹。

高橋三男は、支給期間の延長および増額を主張する。しかし、当該期間をいつまで延長するのか、いくら増額するのかについては、具体的には述べていない²。

菊池馨実は義務教育終了まで、第1子から最低でも月額1万円程度の金銭給付を行うことを提唱し、公費および事業主による拠出金で費用をまかなうと述べ、本人拠出については問題を指摘するにとどめる。さらに扶養控除等の税制上の優遇措置については、所得再分配を高めるばかりでなく、児童扶養を金銭給付という可視的な形で、平等かつ積極的に評価するという意味で、手当制度に集約することが望ましいとする³。

宇野裕は、児童手当を、児童養育家庭とそうでない家庭との実質的な生活水準の格差を是正する措置として位置づけた上で、児童扶養手当と特別児童扶養手当を特別の需要のある層に対する付加給付として再編することを主張する。児童手当の額については、定額が自然だとしながらも、分配効果を高めるために児童養育者の所得に逡滴的な給付とすること（所得制限等）も許容されるとし、義務教育終了前の児童を支給対象とする。また、扶養控除との関係については、減税という黙示的支援よりも右手当支給という明示的支援のほうが効果が高いとする。さらに財源については、政府が公費で行うべきだとする⁴。

橋本宏子は、①支給期間を義務教育終了前まで延長する、②財源は社会保険料ではなく、事業主拠出金を中心とする。③給付額は他の先進諸国並みか、それ以上に増額する、④所得制限の撤廃、⑤親の所得に関係なく同一金額を支給する、といったことを提唱する。さらに、税制上の扶養控除は存置させ、現物給付（保育所の保育サービス、育児休暇・看護休暇等）の制度を格段と充実させることもあわせて述べている⁵。

福田素生は児童手当を第1子から義務教育終了までのすべての児童に支給し、また原則として所得制限は設けず、さらに児童扶養手当は母子加算、特定児童扶養手当は障害児加算という形で児童手当への統合を主張する⁶。

(2) 育児休業給付の充実

水島郁子は、育児休業給付の目的として所得保障がストレートに述べられておらず、給付率の決定が単なる経済的公平の観点からなされたものであり、および少なくとも職場復帰後に支給される職場復帰給付金の部分は所得目的と見ることができないとする。よって、育児休業給付は所得保障を目的とする給付ではなく、就業支援とセットになった所得補填の性格をもつものであると述べる。そして、社会的状況の変化から、右給付は引き上げなければならない、次第に所得保障の性格に移行していくことが望ましいとして、健康保険法の傷病手当金の水準である60パーセントの給付が望ましいとする⁷。

(3) 社会保険の創設

鈴木真理子は、育児保険の創設を主張し、次の2つの試案を示している。1つ目の試案では、保険者を市町村・特別区とし、被保険者を国民年金の1号～3号被保険者とし、就学前の児童を養育している保護者を給付対象とし、児童の数に応じて給付する。そして、財源は公費により、被保険者による負担はなく、所得制限はもうけず、給付としては育児支援クーポンや出産祝い金を支給するというものである。2つ目の試案では、そのほとんどは1つ目の試案と同じであるが、財源について被保険者による負担があるという点が大きな違いである⁸。

福田素生は、現行の介護保険制度を基礎として、児童の養育、障害者の生活支援等を給付として組み込んだ対人社会（福祉）サービスを給付する地域の総合福祉保険的なものとして再編成すると主張する。保険者は市町村および特別区とし、被保険者は20歳以上のすべての居住者とする。保険給付は、成人に対する介護等給付と未成年者に対する養育支援給付とからなり、前者は20歳以上の要介護者、障害者等に対する介護等の生活支援給付、後者は20歳未満の者の養育に関する給付である。後者は、在宅給付と施設給付とからなり、さらに在宅給付にa 通所保育サービス、障害児通所サービス、b 在宅養育手当、在宅障害児手当を設け、aとbとの選択や組み合わせを受給者にゆだねている。利用者負担は2割とし、公費負担は5割で、残りを保険料でまかなう。また右制度とは別に、児童手当は租税を財源として普遍的なものとして拡充することを検討し、特別児童扶養手当は、児童手当の障害児加算として整理するとしている⁹。

大脇雅子は、20歳以上の市民を被保険者とし、国を保険者とする家族保険を提唱する。これは、育児（育児休業中の最低60パーセントの所得保障および保育所等のサービス）、妊娠・出産（出産に関する現物給付および出産手当金）および介護（介護休業中の最低60パーセントの所得保障およびすべての者を対象とする介護サービス）に関する所得保障給付およびサービス給付を想定している¹⁰。

京極高宣は、児童手当等の社会手当および扶養控除を廃止し、社会保険としての児童年金の創設を提唱しながらも、児童年金を基礎年金に付加して行うか、別に児童年金を創設するのか優劣はつけにくいとする。財源については、「高齢年金の拠出金にプラスした保険料プラス公的財源とする」と述べ、保険料は労使折半を原則として、自営業者等は自治体との折半とすると述べる¹¹。

（4）年金

竹本善次は 児童手当の拡充を提唱し、第1子および第2子には月額1万円、第3子月額2万円を支給し、支給期間については、義務教育終了までとするとして、さらに年金積立金を活用した高校生から大学院生までの希望する若者すべてに奨学金を支給する制度と、前記の児童手当の拡充が連動すると親の負担が大幅に減ると述べる¹²。

駒村康平は、年金による子育て支援は有効であるとの立場を示しつつも、結局のところ、保育、就学前教育、児童手当といった子育て支援政策を統合する必要性を強調する。具体的には、保育と就学前教育をエデュケアとして統合し、施設を自由に選択できるエデュケア・バウチャー（現物給付）と児童手当（現金給付）を選べるようにし、さらに母親への育児アドバイスサービスを行うシステムを育児保険として整備せよと述べる¹³。

山崎泰彦は、保育サービスや児童手当等の児童給付について、育児の社会化という観点から支援を強化するには、社会保険システムの活用がもっとも有力な手段となると述べた上で、社会保険化するにあたっては、基礎年金制度の中に、次代の担い手育成の観点から育児支援事業を組み込むべきだとする。具体的には、第1に、児童手当を基礎年金に吸収し、所得制限を廃止した上で、対象年齢の引き上げと経済的に意味のある水準にまで給付の改善を行い、特に就学前は保育手当として位置付け、重点的に引き上げることとする。財源は、年金保険料に上乗せ徴収される現役世代の負担金と公費によるとする。第2に、医療保険の出産一時金を基礎年金の給付に移し、加入期間の要件を設けると述べる¹⁴。

（5）その他

前田正子は、児童手当のような現金給付は産まれた子どもたちの生活を保障するという役割は担うが、右給付によって夫婦の子どもを産む意欲を向上させることにはならないと述べる。そして、子育てにもっともかかるコストは、母親が出産によって仕事をやめたコストであり、右コストを引き下げるには、保育所を増やし、職場環境を改善して、無理なく仕事と育児が両立できる条件や再就職しやすい環境を整えることであるとする¹⁵。

都村敦子は、子育て支援のためには、仕事と育児との両立を支援することが重要だとして、子育て家庭に対する経済的支援（児童手当・育児休業給付・家族看護休暇給付等）の改善が必要であり、さらに総労働時間の短縮・フレックスタイム・フルタイムへの復帰の可能性を残した一時的なパートタイム労働・在宅就労・ジョブシェア